

(別紙)

熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 審査基準

(2) 法人間連携プラットフォームの設置運営事業

1. 審査員による審査結果の合計点数が満点の5割以上の者を合格とし、上位の者から順に予算の範囲内で事業実施候補者として認定を行う。但しⅠ要件の項目のうち一つでも「不適」の判定があった場合は、その応募者は不合格とする。

2. その他、事業実施候補者としての認定に判断しがたい事項が生じた場合は、熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業審査会にて協議する。

I 要件

※次のいずれかに該当する場合は不採択とする。

- ① 複数の法人等が参画するプラットフォームを設置していない。
- ② 参画する法人等に熊本市内に介護保険施設又は介護保険事業所を運営する法人等が含まれていない。
- ③ プラットフォームの参画法人等に熊本市内に事業所を有する法人等が1/2以上含まれていない。
- ④ 他の補助金の交付対象となる事業である。
- ⑤ 事業の主要な部分を他に委託する事業である(合理的な理由があるものは除く。)
- ⑥ 事業が事業年度内に完了しない。
- ⑦ 特定の個人、団体、企業等のための事業である。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を活動目的としている。
- ⑨ 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としている。

II 評価

1 目的

- ① 提案内容の目的は明確か。また、補助事業の目的に合致しているか。

2 プラットフォーム

- ① 地域課題に関する討議を行うこととしているか。
 - ② 取組内容の企画、実施方法の検討及び取組状況の検証を行うこととしているか。
 - ③ 上記①を行うとともに、以下のいずれかの取組を行うこととしているか。
 - ☐ イ 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業
 - ☐ ウ 福祉・介護人材の確保・定着のための取組
 - ☐ エ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化
 - ☐ オ ICT技術を活用して行う取組
 - ☐ カ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組
- ※イ、ウは必須(いずれか一方でも可)

3 上記イ～カそれぞれの取組について

- ① 地域又は法人等の現状及び課題を踏まえた取組であるか。
- ② 参画法人等の強み又は特徴を生かした取組であるか。
- ③ 同様の条件や課題を抱えた他の地域の取組の模範・参考となり得るか。
- ④ 先進的、独創的な取組であるか。
- ⑤ 事業内容が具体的に示され、実現可能な事業となっているか。
- ⑥ 補助事業終了後においても取組の継続が期待できるか。

5 支出予定額

- ① 事業内容に照らして適正な額となっているか。